

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年10月20日(平成26年(行情)諮問第555号)

答申日：平成29年4月17日(平成29年度(行情)答申第7号)

事件名：国家公務員倫理法6条に基づく贈与等報告書(特定会社に係るもの)の不開示決定(不存在)に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等が改正された平成22年8月5日から平成26年6月5日までに提出された国家公務員倫理法(以下「倫理法」という。)6条1項に規定する贈与等報告書のうち、特定企業グループから贈与、供給接待を受けたとして提出されたもの」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年7月8日付け厚生労働省発0708第1号により厚生労働大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

もともとの開示請求書原文は「剽盗(ひょうとう)論文「特定表題」を上梓(じょうし)し、特定名称の賞を受賞した日本を代表する経済学者が会長に就任している東証一部上場企業の社員のための特定福利厚生施設で接待を受ける田村厚生労働大臣を組織の長とする厚生労働省職員の厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための大勢(原文ママ)の整備等が改正された平成22年8月5日から平成26年6月5日までに提出された倫理規定8条の規定による飲食の届出、倫理法6条1項に規定する贈与等報告書、倫理法8条3項に規定する所得等報告書」としたが厚生労働省職員が文書不存在に誘導するため情報公開請求者に補正を求めたと考えられる。特定企業グループと範囲を縮小し、特定一般社団法人などを意図的に請求対象からはずしたと考えるのは特段不自然不合理であるといえず、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

- (1) 本件異議申立人は、平成26年6月7日付けで、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法4条1項の規定に基づき、「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための大勢の整備等が改正された平成22年8月5日から平成26年6月5日までに提出された倫理規定8条の規定による飲食の届出、倫理法第6条第1項に規定する贈与等報告書、倫理法第8条第3項に規定する所得等報告書（原文ママ）」に係る開示請求を行った。
- (2) しかし、処分庁において確認を行った結果、当初の請求では、数千件に及ぶ対象行政文書の存在が確認されたため、異議申立人に、真に求める文書を特定させるために確認を行ったところ、厚生労働省職員が特定企業グループから贈与、供給接待を受けたとして提出された贈与等報告書を請求したいということであったことから、異議申立人同意の下に、倫理法6条1項に規定する贈与等報告書については、特定企業グループから贈与、供給接待を受けたものに限定するとともに、「倫理規定8条の規定による飲食の届出」及び「倫理法8条3項に規定する所得等報告書」の記載を請求書から削除する補正を行った。
- (3) 当該補正を踏まえ、処分庁が平成26年7月8日付け厚生労働省発0708第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人より「厚生労働省職員が文書不存在に誘導するため情報公開請求者に補正を求めたと考えられ、特定企業グループと範囲を縮小し、特定一般社団法人などを意図的に請求対象からはずしたものである」として、これを不服とし、同年7月21日付け（同月23日受付）で、異議申立てが提起されたものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、原処分においては、当初、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から特定した行政文書が、数千に及ぶ件数となることが判明したため、異議申立人に、真に求める文書を特定させるために確認を行い、異議申立人同意の下、必要な補正を行った。

処分庁が、当該補正を踏まえ、改めて行政文書の特定を行ったところ、異議申立人が求めた本件対象行政文書は、結果的に存在していないことが判明した。このため、処分庁は、本件対象行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないとして、不開示決定を行ったものである。

諮問庁としては、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

#### 3 理由

- (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、厚生労働省職員が事業者等から贈与等を受けたとして、倫理法（平成11年法律第129号）6条1項の規定に基づき、平成22年8月5日から平成26年6月5日までに提出された贈与等報告書のうち、特定企業グループから贈与、供応接待を受けたとして提出されたものである。

(2) 本件対象行政文書が請求者の求めるものであることについて

当初の請求では、数千件に及ぶ対象行政文書の存在が確認されたため、異議申立人が真に求める文書を特定させるため、平成26年6月17日付けで請求者に架電し、確認を行ったところ、

① 厚生労働省職員が特定企業グループから供応接待等を受けたとして提出された贈与等報告書を請求したいという趣旨であるとの確認を得たこと

② 国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）8条に基づく飲食の届出及び倫理法8条1項に基づく所得等報告書の記載事項について異議申立人に説明を行ったところ、開示不要という回答を得たこと

から、以後申立人同意の下に倫理法6条1項に規定する贈与等報告書については、特定企業グループから贈与、供応接待を受けたものに限定するとともに、「倫理規程8条の規定による飲食の届出」及び「倫理法8条3項に規定する所得等報告書」の記載を請求書から削除する補正を行った。

その後、当該補正を踏まえ、開示請求対象となる行政文書について特定を行ったところ、結果的に、当該特定企業グループから贈与、供応接待を受けたとして提出された贈与等報告書が存在していなかったことから、当該事実に則り、本件対象文書を作成・取得しておらず、これを保有していないとして不開示決定を行った。

従って、当該補正はあくまでも異議申立人の確認と同意を得て行ったものであり、本件対象文書は、異議申立人の求めるものである。

(3) 不開示情報該当性について

上記3(2)のとおり、「厚生労働省職員が事業者等から贈与等を受けたとして、国家公務員倫理法6条1項の規定に基づき、平成22年8月8日から平成26年6月5日までに提出された贈与等報告書のうち、特定企業グループから贈与、供応接待を受けたとして提出されたもの」は、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示とすべきものである。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「厚生労働省職員が文書不存在に誘導するため情報公開請求者に補正を求めたと考えられる。特定企業グ

ループと範囲を縮小し、特定一般社団法人などを意図的に請求対象からはずした」などと主張するが、補正の経緯は上記3（2）で示したとおりであることから、異議申立人の主張には理由がない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成28年12月20日 審議
- ④ 平成29年1月19日 審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等が改正された平成22年8月5日から平成26年6月5日までに提出された倫理法6条1項に規定する贈与等報告書のうち、特定企業グループから贈与、供給接待を受けたとして提出されたもの」の開示を求めらるるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、補正により開示請求の範囲を狭められたとして原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、補正の妥当性及び本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 補正の妥当性について

- (1) 異議申立人は、異議申立書の中で、「厚生労働省職員が文書不存在に誘導するため情報公開請求者に補正を求めたと考えられる。特定企業グループと範囲を縮小し、特定一般社団法人などを意図的に請求対象からはずした」と主張する。
- (2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、補正の経緯について以下のとおり説明する。

処分庁において確認を行った結果、当初の請求では、数千件に及ぶ対象行政文書の存在が確認されたため、異議申立人に、真に求める文書を特定させるために確認を行ったところ、厚生労働省職員が特定企業グループから贈与、供給接待を受けたとして提出された贈与等報告書を請求したいということであったことから、異議申立人の同意の下に、倫理法6条1項に規定する贈与等報告書については、特定企業グループから贈与、供給接待を受けたものに限定するとともに、「倫理規程8条の規定

による飲食の届出」及び「倫理法 8 条 3 項に規定する所得等報告書」の記載を請求書から削除する補正を行った。

- (3) また、処分庁が異議申立人に対し架電により補正を行った際の記録について、諮問庁から提出を受け、確認したところ、補正の経緯は、おおむね上記(2)のとおりであり、具体的には、以下のとおりであった。

処分庁において確認を行った結果、当初の請求では、数千件に及ぶ対象行政文書の存在が確認されたため、異議申立人に、数千件全てを対象とするか確認を行ったところ、「厚生労働省職員が特定企業グループから贈与、供給接待を受けたとして提出された贈与等報告書を請求したい」ということであったことから、異議申立人の了解の下、倫理法 6 条 1 項に規定する贈与等報告書については、特定企業グループから贈与、供給接待を受けたものに限定した。また、「倫理規定 8 条の規定による飲食の届出」及び「倫理法 8 条 3 項に規定する所得等報告書」については、全てを対象とするか異議申立人に確認したところ、「開示の必要は無い」とのことだったため、異議申立人の了解の下、当該記載を請求書から削除する補正を行った。

- (4) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、異議申立人に「数千件に及ぶ対象行政文書の存在」と伝えていたことにつき「数千件」と算出した根拠について、確認させたところ、「処分庁が 4 半期ごとにまとめている贈与等報告書の一覧（エクセルファイル）（以下「本件エクセルファイル」という。）の件数を足し上げた」とのことであった。
- (5) 以上を踏まえると、異議申立人の了解の下で補正を行ったとの諮問庁の説明は首肯でき、妥当な処理と認められる。

### 3 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 倫理法は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることに鑑み、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的としている。そのため、同法においては、贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書等の提出義務等を定めるとともに、内閣が定めるべき政令である倫理規程において、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない旨を規定している。これらの規定は、国家公務員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くようなおそれがある行為については、個人の活動として行うものであっても、規制の対象とすることとしたものである。

このうち、贈与等報告書は、贈与等の基因事実、価額、事業者等の名称等を記載して提出するものであり、倫理法6条1項により、事業者等から贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき（本省課長補佐級以上の職員であって、価額が5,000円を超える場合に限る。）に、各省各庁の長等への提出が義務付けられているものである。

なお、贈与等報告書は、倫理法6条1項に基づき、四半期ごとに、各省各庁の長等に提出しなければならないこととされており、同法9条1項において、5年間保存しなければならないこととされている。

- (2) 諮問庁は、厚生労働省では本件対象文書を保有していない旨説明するので、文書探索のより具体的な方法等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「本件エクセルファイルのフィルター機能や検索機能を用いて、特定企業グループからの贈与等の有無を確認し、不存在であることを確認した。特定企業のホームページに掲載されているグループ会社を個々に確認したため、確認には、数日程度の期間を要したと記憶している。」とのことであった。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件エクセルファイルの作成手順について確認させたところ、「各部局の担当者が贈与等報告書に基づき、それぞれの部局のエクセルファイルを作成し、当該贈与等報告書とエクセルファイルを大臣官房人事課に提出する。次に、大臣官房人事課の担当者が各部局から提出のあった贈与等報告書とエクセルファイルを照らし合わせ、誤りがないことを確認した上で、全体版として本件エクセルファイルを作成している。ただし、作業手順については明文化されておらず、また当時の作業の記録も残されていない。」とのことであった。

また、贈与等報告書の保存について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「倫理法9条1項に基づき、保存期間を5年間としている。」とのことであった。

- (3) 上記(2)の説明によれば、処分庁による確認作業は、本件エクセルファイルのみを用いて行われていると考えられるが、本件エクセルファイルの作成者、作成手順及び内容確認等の方法が明文化されておらず、また、作成作業等に係る記録が残されていないことからすれば、本件エクセルファイルに未入力の贈与等報告書が存在し、さらに、当該贈与等報告書の中に本件対象文書が存在している可能性は否定できない。

このため、当審査会事務局職員をして、改めて諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件エクセルファイルによる確認に加えて、平成22年8月から平成26年6月までの贈与等報告書のうち、特定企業グループから、贈与、供应接待を受けたものがないかを目視にて新たに確認し、

その結果、本件対象文書の存在は確認できなかったとのことであった。

そこで、審査会において、諮問庁から提出された上記確認における作業記録を確認すると、その内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、その確認方法等に特段不十分な点はないと認められる。

- (4) そうすると、本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子